《地域ケア会議の流れ》 ※一人ひとりの課題を市の施策、事業につなぎます

地域ケア個別会議

市

【開催を依頼する人】
- ○家族
- ○ケアマネジャー
- ○医療・介護サービス提供者
- ○地域住民（民生委員、自治会長、近隣者等）
- ○警察　　他

【参加者】
- ①本人・家族
- ②ケアマネジャー
- ③地域包括支援センター
- ④医療機関
  （医師・歯科医師・薬剤師・セラピスト等）
- ⑤介護サービス事業所
- ⑥地域から
  （自治会長・民生委員・近隣者等）
- ⑦警察
- ⑧社会福祉協議会（コミュニティワーカー等）　他

※ 開催頻度
必要に応じて随時開催

※ 個別会議の中で、個々の対象者について解決すべき課題の顕在化と具体的な支援策を検討する

Aさん

課題①

Bさん

課題②

Cさん

課題③・④・⑤

Dさん

課題⑥・⑦

Eさん

課題⑧

Fさん

課題⑨

Gさん

課題⑩・⑪

Hさん

課題⑫

Iさん

課題⑬

Jさん

課題⑭・⑮・⑯

Kさん

課題⑰・⑱・⑲

地域包括担当者連絡会
（地域包括支援センター・保健福祉課）

※ 作業内容

（1）個人の課題を共有する
圏域ごとの個人の課題を市全体の課題として把握

（2）個人の課題の仕分け
個々に対応すべき課題と地域全体として取り上げる課題の仕分け

（3）地域課題の優先順位化
緊急性、重要度、事業化への適正等を考慮した選定

地域ケア推進会議
（宍粟市地域包括支援センター運営協議会）

（1）地域の課題を解決するための検討
（2）既存事業の再構築、新たな事業の提案

⇔ 地域生活を支えるための施策、事業化を検討

170310更新